

平成27年度国立研究開発法人科学技術振興機構調達等合理化計画の自己評価結果  
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日  
国立研究開発法人科学技術振興機構

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容とその効果	目標の達成状況(※)	実施において明らかとなった課題と今後の対応方針
<p>(1) 適正な随意契約の実施 平成27年度においては、引き続き①～③の取組を実施することで、事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施することで、適正な調達を目指す。</p> <p>① 研究委託契約等については、外部有識者を加えた委員会による透明性のある適正な選定手続を実施する。</p> <p>② 契約の性質上、競争性のない随意契約とせざるを得ない調達については、その理由を十分に精査すると共に、適切な予定価格の設定に心掛ける。</p> <p>③ システム運用・開発等に係る調達に代表される履行可能な者が1者しかいないことがほぼ確実と考えられる案件については、無理に競争入札に付すことは避け、参加者確認公募の手続きを適用することで公平性・透明性を確保するとともに、適切な予定価格の設定に心掛ける。</p>	<p>以下の通り</p> <p>競争的資金等による公募委託研究事業等において、平成18年度以前から継続的に実施している。</p> <p>「競争性のない随意契約」は、光熱水費、建物等賃借などの真にやむを得ないものに限定されている。</p> <p>「参加者確認公募」の適切な運用を行っている。</p>	<p>【概ね実施】 研究契約等について透明で適正な選定手続を実施するとともに、競争性のない随意契約の適切に実施や公平性・透明性に配慮した適切な随意契約(参加者確認公募など)を心掛けており、随意契約を適正に実施している。</p>	<p>引き続き一般競争入札を原則としつつ、以下の通り、事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施することにより、適正な調達を目指す。</p> <p>引き続き実施していく。</p> <p>引き続き実施していく。</p> <p>今後も一者応札状況等を踏まえ、公平性・透明性に留意しながら対象範囲の拡大に努める。</p>
<p>(2) 一者応札への取り組み 平成27年度においては、引き続き①及び②の一者応札改善の取組を実施するとともに、新たに③の取組を実施することにより、適正な調達と経費の節減を目指す。</p> <p>① 調達契約全般について、仕様書の適正化に留意するとともに、競争参加資格要件の緩和・拡大と充分な公告期間等の確保を図る。</p> <p>② 研究機器等の調達については、適切な予定価格となるよう十分に留意する。</p> <p>③ 2か年度以上連続して一者応札となっている案件については、毎回一者応札となった理由を分析し、参加者確認公募への移行等の改善策を検討する。</p>	<p>以下の通り</p> <p>平成21年度から継続的に実施している。</p> <p>他の研究開発8法人に納入実績を照会するなどの取り組みを継続中。</p> <p>可能な限り応札しなかった業者にヒアリングするなどし、一者応札となった理由を分析したが、その限りにおいては、仕様や手続等に特段の問題点は見受けられなかった。</p>	<p>【概ね実施】 これまで実施してきた一者応札等改善の取組みと研究機器等の適切な予定価格設定に係る取り組みに引き続き取り組むとともに、2か年度以上連続して一者応札となっている案件については、応札しなかった業者に可能な限りヒアリングするなどして、一者応札となった理由を把握するよう努めるとともに、適正な調達と経費の節減に努めている。</p>	<p>以下の通り、引き続き一者応札改善の取組などを実施することにより、適正な調達と経費の節減を目指す。</p> <p>引き続き実施していく。</p> <p>引き続き実施していく。</p> <p>2か年度以上連続して一者応札となっている案件については、その理由を分析し、確認公募への移行等の改善策を検討する</p>
<p>(3) 効果的な規模の一括調達等の実施 平成27年度においては、①の取組を実施することにより、適正な調達と経費の節減を目指す。</p> <p>① 一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上を勘案した適切な発注単位の調達を心掛ける(その際、官公需法や障害者優先調達法等の要請も可能な限り考慮する)</p>	<p>以下の通り</p> <p>コピー用紙、OA経費等について一括調達を実施。印刷等について適切な発注単位の調達となるよう心掛けると共に、管理職研修において一括調達等のコストを意識した調達に努めるよう周知した。</p>	<p>【部分的に実施】 OA経費等について一括調達を実施するなど、適切な発注単位の調達となるよう留意し、適正な調達と経費の節減に努めている。</p>	<p>一括調達の可能なものについては、引き続き実施していくとともに、細かい案件も含めできるだけ調達要求の早期把握に努め、作業タイミング(又は納期)や履行(又は納品)場所が近い案件については、調達を取りまとめるなどし、常に適切な発注単位の調達となるよう心掛ける。</p>

重点的に取り組む分野

調達に関するガバナンスの徹底	(1) 随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置された物品等調達契約審査委員会(委員長は経理担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることを原則とする。 ただし、政府調達協定の対象外となる比較的軽微な案件や明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない場合など止むを得ないと認められる案件の場合には、事後的に報告を行うものとする。	契約審査委員会にて競争性のない随意契約(8件)の点検を行ったが、特段の問題点等の指摘はなかった。その他、事前点検の対象外である明らかに競争性のない随意契約とせざるを得ない案件等の締結状況についても、別途契約審査委員会に報告している。	【概ね実施】 契約審査委員会にて競争性のない随意契約の点検をするとともに、事前点検の対象外である明らかに競争性のない随意契約とせざるを得ない案件等についても、別途契約審査委員会に報告し、随意契約に関する内部統制に努めている。	今後も継続的に実施する。	
	(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 当機構では、これまで調達に関するマニュアルを作成し、所属の調達担当職員に対して周知徹底している。 なお、不祥事の未然防止に係る検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事や監査室とも随時連携し、遺漏なきを期すこととする。	以下の通り			
	今年度は、マニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして周知方法の見直しを行う。  また、マニュアルの内容について逸脱が無いのか、以下の観点からチェックをし、必要に応じマニュアルの改訂を行う。 (チェックの観点) ・他法人で発生した不祥事の原因 ・当機構で不祥事が発生した場合は、その原因	契約事務マニュアルを社内掲示板等に掲載するなど、周知を図った。	他法人で発生した不祥事の原因等を踏まえ、マニュアルの内容について逸脱が無いのかチェックをし、現時点では見直しの必要が無いことを確認した。	【概ね実施】 契約事務マニュアルを社内掲示板等に掲載するなどして周知を図るとともに、他法人で発生した不祥事の原因等を踏まえ、マニュアルの内容について逸脱が無いのかチェックを行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組んだ。	今後も継続的に実施する。

※  
【概ね実施】: 計画に記載した内容を概ね実施した取組  
【部分的に実施】: 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部署等(機構内の他部署、他機関)との調整を行った取組  
【未実施】: 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組